

茨城県報第1195号

平成12年9月18日

月 曜 日

次 目

告 示

使用料の徴収事務の委託 (事業推進課)	1
保安林の指定の解除 (林業課)	2
土地改良区役員の退任 (農村計画課)	2
土地改良区の解散の認可 (農村計画課)	2
土地改良事業の工事完了 (農村計画課)	2
道路の区域の変更 (6件) (道路維持課)	2
道路の供用の開始 (2件) (道路維持課)	5
茨城県収入証紙の売りさばき人の指定取消し (出納第一課)	6
茨城県収入証紙の売りさばき人の指定 (出納第一課)	6
土地改良区役員の就退任 (4件) (土地改良事務所)	6
公告	
都市計画の図書の縦覧 (2件) (都市計画課)	11
正 誤	
平成12年9月4日付け茨城県報第1191号中	12

茨城県告示第1026号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり使用料の徴収事務を委託し た。

平成12年9月18日

茨城県知事 橋 本

1 委託者

鹿島郡神栖町大野原四丁目7番1号 鹿島都市開発株式会社

2 委託に係る使用料

鹿島セントラルモールの設置及び管理に関する条例 (平成12年茨城県条例第60号) 第9条に規定する使用料の徴 収事務

3 委託期間

平成12年7月20日から平成13年3月31日まで

茨城県告示第1027号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成12年9月18日

茨城県知事 橋 本 昌

1 解除する保安林の所在場所

那珂郡東海村照沼字藤の上767番1

2 指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

茨城県告示第1028号

下妻市大字北大宝219番地の 2 に事務所を置く霞ケ浦用水土地改良区から次のとおり役員が退任した旨,土地改良法 (24年法律第195号) 第18条第16項の規定により届出があったので,同法第18条第17項の規定により公告する。

平成12年9月18日

茨城県知事 橋 本 昌

退 任

住所	職名	氏 名
水海道市大生郷1242番地の 2	理事	大貫榮一

茨城県告示第1029号

水戸市渡里町1169番地に事務所を置く渡里常磐土地改良区については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第67条第2項の規定により平成12年9月11日付けで解散の認可をしたので、同法第67条第3項の規定により公告する。

平成12年9月18日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第1030号

平成6年10月29日で計画を確定した県営桑東部地区 (第3換地区) 土地改良事業については、平成12年3月24日に 工事が完了したので、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第113条の2第3項の規定により公告する。

平成12年9月18日

茨城県知事 橋 本 昌

······

茨城県告示第1031号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき,道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、平成12年9月18日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。 平成12年9月18日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 124号
- 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地(の幅員	延	長	摘	要
			メートル		メートル		
 鹿嶋市大字宮中字鹿島山2306番1地先から	旧	最大	12.0		690		
に鳴印入于古中于に岡田2300亩 「地元から	IΠ	最小	9.0		090		
	άC	最大	35.0		000	TH 'X	+0: 市
鹿嶋市大字宮中字三笠山4452番3地先まで	笠山4452番3地先まで 新	最小	31.0		690	現道	拡幅

区間	旧新の	別	敷地の幅員		敷地の幅員		敷地の幅員		敷地の幅員		延	長	摘	要
				メートル		メートル								
鹿嶋市大字宮中字三笠山4452番 3 地先から	ıΠ	(最大	12.0		710								
鹿嶋市大字宮中字角内附4772番 2 地先まで	旧 (A) 最		最小	7.5		710								
鹿嶋市大字宮中字三笠山4452番 3 地先から		(A)		12.0		740								
鹿嶋市大字宮中字角内附4772番 2 地先まで	ψr			7.5		710	11 / 110	→ ☆C≐∏						
鹿嶋市大字宮中字三笠山4452番 3 地先から	新	(D)	最大	92.0		004	バイパ	人抓設						
鹿嶋市大字宮中字角内附4772番 5 地先まで		(B)	最小	32.0		834								

茨城県告示第1032号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき,道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、平成12年9月18日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成12年9月18日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大洋鹿島線
- 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員		延	長	摘	要
			メートル		メートル		
 	ID.	最大 12.0					
底嶋巾入子呂中子中町附4040街25地元から	IΒ	最小	4.0		1,341		
 鹿嶋市大字宮中字三笠山4452番3地先まで	ŻC	最大	82.0		4.044		拡幅
展嶋印入子呂中子二立山4452街 3 地元まで	新	最小	13.0		1,341	現道	加州

茨城県告示第1033号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき,道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成12年9月18日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。 平成12年9月18日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土浦境線
- 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員		延	長	摘要
			メートル		メートル	
結城郡石下町大字杉山字宿前	旧	最大 11.5			230	
715番 1 地先から	IH	最小	9.0		230	
 結城郡石下町大字向石下字狐山	新	最大	39.5		220	迂回路設置
936番 6 地先まで	赤月	最小	11.5		230	1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1

茨城県告示第1034号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき,道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、平成12年9月18日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成12年9月18日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 石岡田伏土浦線
- 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地(の幅員	延	長	摘	要
			メートル		メートル		
 新治郡霞ケ浦町大字宍倉	ID.	最大 9.1		662			
1791番 1 地先から	IΒ	最小	6.0		002		
 新治郡霞ケ浦町大字宍倉	ΦC	最大	16.6		660	田送	+0 市
1683番 1 地先まで	新	最小	10.0		662	現道	拡幅

······

茨城県告示第1035号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき,道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成12年9月18日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成12年9月18日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 西小塙石岡線

3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地(の幅員	延	長	摘	要
			メートル		メートル		
 新治郡八郷町大字部原字高田	ID.	最大	14.8		783		
368番 1 地先から	IΒ	最小	7.9		103		
 新治郡八郷町大字部原字漆房	ŻC	最大	19.8		702	現道	拡幅
528番 1 地先まで	新	最小	8.4		783	現 追	加幅

茨

茨城県告示第1036号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき,道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、平成12年9月18日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成12年9月18日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 西小塙石岡線
- 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘要
		メートル	メートル	
 新治郡八郷町大字山崎字八郎	最大 11.2			
3056番58地先から	旧	最小 7.8	75	
 新治郡八郷町大字山崎字八郎	άC	最大 12.0	75	現道拡幅
3056番75地先まで	新	最小 10.4	75	現道拡幅

茨城県告示第1037号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき,道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、平成12年9月18日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成12年9月18日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 十王里美線
- 2 供用開始の区間 多賀郡十王町大字高原265番5地先から

多賀郡十王町大字高原274番1地先まで

3 供用開始の期日 平成12年9月18日

茨城県告示第1038号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき,道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、平成12年9月18日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。 平成12年9月18日

茨城県知事 橋 本 昌

1 路 線 名 県道 大洗友部線

2 供用開始の区間 西茨城郡友部町大字矢野下字田中1858番 1 地先から

茨

西茨城郡友部町大字矢野下字羽黒1908番2地先まで

3 供用開始の期日 平成12年9月18日

······

茨城県告示第1039号

茨城県証紙条例 (昭和39年茨城県条例第25号) 第5条第2項の規定により、次の者の茨城県収入証紙の売りさばき 人指定を取り消した。

平成12年9月18日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 指定取り消し年月日 平成12年9月18日
- 2 売りさばき人の住所及び氏名 (所在地, 名称及び代表者氏名)

筑波郡伊奈町大字城中405-8

取手自動車教習所

所長 栗 野 森 二

3 売りさばき所 筑波郡伊奈町大字谷井田39

茨城県告示第1040号

茨城県証紙条例 (昭和39年茨城県条例第25号) 第5条第2項の規定により、次の者を茨城県収入証紙の売りさばき 人に指定した。

平成12年9月18日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 指 定 年 月 日 平成12年9月18日
- 2 売りさばき人の住所及び氏名 (所在地, 名称及び代表者氏名)

東京都江戸川区松江一丁目 1番13号

東邦貿易興業株式会社

代表取締役 渡 邉 邦 子

3 売りさばき所 筑波郡伊奈町大字谷井田39

取手自動車教習所

茨城県告示第1041号

新治郡玉里村大字上玉里1122番地に事務所を置く玉川土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨,土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により届出があったので,同法第18条第17項の規定により公告する。

平成12年9月18日

茨城県土浦土地改良事務所長 池 上 一 郎

1 退 任

住 所	職名	氏 名
新治郡玉里村大字下玉里1238番地	理事	橅 木 照 明
" " 1615番地	"	石 川 義 雄
" " 大字川中子347番地	"	山 口 和 男
" " 大字下玉里2295番地の 2	"	上田正一
" " 2181番地	"	小 松 貞 雄
" " 大字川中子696番地の1	"	西村秀一
" " 大字下玉里766のイ,767合併番地	"	山 口 政 美
" " 1129番地の 1	"	橋本文利
" "大字川中子1319番地	監 事	橋 本 政 美
" " 大字下玉里2329番地	"	北川喜清

2 就 任

	住	職名	氏 名
新治郡玉里	村大字下玉里1238番地	理事	橅 木 照 明
" "	大字川中子696番地の 1	"	西村秀一
" "	" 347番地	"	山 口 和 男
// //	大字下玉里2181番地	"	小 松 貞 雄
" "	" 1357番地	"	櫻 井 均
" "	" 741, 742合併番地	"	山口清
" "	" 273, 274合併番地	"	室町理夫
" "	" 1439番地	"	室町正彦
" "	大字川中子815番地の 2	監事	橋本英一
" "	大字下玉里73番地の 2	"	上 田 勝 美

茨城県告示第1042号

土浦市下高津一丁目20番35号に事務所を置く土浦市田村土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良 法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により届出があったので、同法第18条第17項の規定により公告する。 平成12年9月18日

茨城県土浦土地改良事務所長 池 上 一 郎

1 退 任

住所	職名	氏 名
土浦市田村町77番地の 1	理事	大 竹 政 男
" " 1265番地	"	池田有光
" " 1174番地	"	堀 越 宜 嘉
" " 986番地	"	大 川 忠 男
" " 2053番地	"	塩 越 忠 久

住 所	職名	氏 名
土浦市田村町1046番地の 2	理事	瀬古沢 彪
" " 1180番地	"	鶴 田 和 巳
" " 1139番地	"	吉 田 徳 光
" " 630番地の 1	"	武 井 敏
" " 1426番地の 2	"	池 田 弘
" " 1099番地の 1	監 事	滝 川 脩
" " 2050番地	"	市川隆一
" " 1158番地の 1	"	天野宮 昭 男
" " 1231番地	"	石 神 武

2 就 任

	住	職名	氏 名
土浦市田村	町1265番地	理 事	池田有光
" "	1162番地の 1	11	天野宮 光 二
" "	1100番地	11	告 田 茂 男
" "	1740番地の 1	11	市川貞夫
" "	1711番地	11	池嶋康雄
" "	2049番地の 1	11	山中五郎
" "	1661番地	11	酒 井 京 司
" "	1177, 1178番合併地	11	浅 川 清
" "	1160番地	11	吉 田 茂
" "	1426番地の 2	11	池 田 弘
" "	2179番地	監事	大川忠次
" "	1665番地の 1	11	鶴 田 敏 男
" "	1273番地	"	武井徳行
" "	1445番地の 2	"	武井良正

茨城県告示第1043号

土浦市下高津一丁目20番35号に事務所を置く土浦市木田余土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨,土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により届出があったので,同法第18条第17項の規定により公告する。

平成12年9月18日

茨城県土浦土地改良事務所長 池 上 一 郎

1 退 任

		住	所	職	名	E	E	名	3
土浦市大字	木田:	余1339番地の 1		理	事	小	野		照
"	"	2467番地		,	,	抽	田	信	茂

住	職名	氏 名
土浦市大字木田余1674番地	理事	小 野 吉 雄
" " 1712番地の 2	"	坂 井 昇
" " 1575番地の 3	"	渡部清一
" " 2676番地	"	小島孝一
" " 2497番地	"	松浦光一
" "1299番地	"	山口四郎
" " 2554番地	"	中島喜一
" " 1333番地	"	天 谷 陸 郎
" 真鍋三丁目13番 6 号	"	塚本祐一
" 東真鍋町15番3号	"	海老原 照 治
""13番1号	"	池田暠
" 西真鍋町10番 1 号	"	北泉晃
" 大字殿里294番地	"	菊 田 定 利
" 真鍋四丁目12番31号	"	酒 井 安 治
" 手野町2218番地の 2	"	藤井本一
" " 2174番地	"	今 泉 健 吾
" " 2073番地	"	今 泉 光 雄
" " 1702番地の 1	"	沖 山 繁 夫
" 大字木田余1233番地	監 事	坂 本 眞 司
" 西真鍋町6番2号	"	塩 一 男
" 大字殿里454番地	"	岡 田 茂
" 東真鍋町13番 5 号	"	中 村 和 雄

2 就 任

		住	所	職	名	E	E	f	3
土浦市	市大字木田名	余1339番地の 1		理	事	小	野		照
"	"	2467番地		,	,	吉	田	信	茂
"	"	1674番地		,	,	小	野	吉	雄
"	"	1333番地		,	,	天	谷	陸	郎
"	"	2554番地		,	,	中	島	喜	_
"	"	1299番地		,	,	Щ	П	兀	郎
"	"	2497番地		,	,	松	浦	光	_
"	"	2676番地		,	,	小	島	孝	_
"	"	1712番地の 2		,	,	坂	井		昇
"	"	2149番地の 1		,	,	鳥	羽	博	司
"	真鍋三丁	目13番 6 号		,	,	塚	本	祐	_
"	"	13番33号		,	,	塚	本	茂	男
"	真鍋一丁	目18番8号		,	,	砂	Щ	好	弘

住 所	職名	氏 名
土浦市大字殿里294番地	理事	菊 田 定 利
" 西真鍋町 2 番21号	"	羽 方 文 彌
" 真鍋四丁目12番31号	"	酒 井 安 治
" 手野町706番地	"	髙 嵜 源之助
" " 802番地	"	和田俊一
" " 2038番地の1	"	今野谷 正 美
" "2076番地	"	今 泉 壽
" 大字木田余1233番地	監 事	坂 本 眞 司
" 大字殿里454番地	"	岡 田 茂
" 西真鍋町6番2号	"	塩 一男
" 東真鍋町13番 5 号	"	中 村 和 雄

茨城県告示第1044号

土浦市下高津一丁目20番35号に事務所を置く土浦市大岩田霞土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨,土地 改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により届出があったので,同法第18条第17項の規定により公告 する。

平成12年9月18日

茨城県土浦土地改良事務所長 池 上 一 郎

1 退 任

		住	所		職	名	H	j	ء	3
土浦市ス	大字大岩	· 田2139番地			理	事	久保	田	次	_
"	"	2892番地			1.	,	坂		利	夫
"	"	1702番地			1.	,	酒	井		覺
"	"	2708番地の 3			I	,	渡	邉		茂
"	"	1716番地			1	,	久保	田	浩	美
"	"	1876番地			1.	,	久保	田		薫
"	"	1669番地			1.	,	久保	田	要	男
"	"	2075番地			1.	,	塚	本	告え	郎
"	"	1833番地			1.	,	酒	井	正	芳
"	"	2891番地の 1			1.	,	坂	本	定	男
"	"	1508番地の 1			1.	,	坂	本		信
"	"	1496番地			1.	,	柴	Щ		博
"	"	1330番地			1.	,	板	倉	政	市
稲敷郡	稲敷郡阿見町大字阿見2957番地の 1				I	,	Ш	村	忠	男
"	" 大	字青宿999番地の 1			1.	,	吉	田	光	男
土浦市ス	土浦市大字大岩田1351番地の 3			監	事	ZZ.	鳥	正	_	
"	"	1791番地の 2			1.	,	久保	田	美	雄

住所	職名	氏 名
土浦市大字大岩田1543番地	監 事	柴 山 誠一郎
稲敷郡阿見町大字阿見1259番地の 1	11	羽成 彌治兵衛

2 就 任

		住	所	職	名	E	E	名	3
土浦市力	大字大岩	田2139番地		理	事	久仍	田	次	_
"	"	2892番地		,	<i>''</i>	坂		利	夫
"	"	2709番地		,	"	矢	П		豊
"	"	2894番地		,	"	高	橋	良	規
"	"	1350番地		,	"	神	坂	行	雄
"	"	1368番地		,	"	柳	本	勝	美
"	"	1451番地		,	"	久仍	田	健	男
"	"	1702番地		,	"	酒	井		覺
"	"	1300番地の 1		,	"	酒	井	安	男
"	"	1677番地		,	"	久仍	田	義	男
"	"	1665番地		,	"	青	Щ		正
"	"	1821番地		,	"	酒	井	吉	久
"	"	2469番地		,	"	竹	澤	久	子
稲敷郡『	可見町大	字阿見1630番地の 2		,	"	Л	村		実
"	" 大	字青宿685番地		,	"	長	南	武	夫
土浦市力	大字大岩	田1541番地		監	事	柴	Щ	清	_
"	"	1509番地		,	"	坂	本	克	巳
"	"	1820番地		,	"	塚	本	幸	_
稲敷郡隊	可見町大	字阿見1241番地		1	<i>''</i>	Ш	村	勝	良

告 公

都市計画の図書の縦覧

水海道都市計画下水道の変更に伴い、水海道市から都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第2項の規定にお いて準用する同法第20条第1項の規定による当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2 項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成12年9月18日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

下水道 (水海道市公共下水道)

2 縦覧の場所

茨城県土木部都市局都市計画課

- 1 都市計画の種類 下水道 (水海道中央公共下水道)
- 2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

誤 正

平成12年9月4日付け茨城県報第1191号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
1	17	土地計画事業	都市計画事業

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月) (金 3,060円)

発 行 茨 城

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町 978番 6 茨城県総務部総務課 電話番号 029 (301) 1 1 1 1 (代)